平成２５年（フ）第３６１号
栃木県宇都宮市双葉３丁目18番２号　東原市営住宅６号棟45号室、前住所栃木県宇都宮市芦沼町1317番地１
債務者　齊藤　幸子
１　決定年月日時　平成25年９月３日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４２６号
栃木県宇都宮市中央２丁目７番１号　中央コーポ305、前住所栃木県宇都宮市免ノ内町567番地12　アビニシアンＤ203
債務者　竹内　和博
１　決定年月日時　平成25年９月５日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４２７号
栃木県宇都宮市西川田町1194番地17、前住所栃木県宇都宮市宝木本町1147番地２　ＨＯＭＥ　ＣＯＵＲＴ102
債務者　中村　由香
１　決定年月日時　平成25年９月３日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１３９４号
横浜市港南区大久保２丁目14番１―521号
債務者　滑川　有美
１　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３９２１号
大阪府枚方市茄子作東町40番20号
債務者　式地　知永
１　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
５　免責審尋期日　平成25年12月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０１２号
大阪市城東区野江１丁目７番24―1106号
債務者　オロゴ・ロルデス・メンドサ
１　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
５　免責審尋期日　平成25年12月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０１３号
大阪市城東区野江１丁目７番24―1106号
債務者　バウテイスタ・エルメール・ラモス
１　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
５　免責審尋期日　平成25年12月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１６３号
大阪府豊中市服部西町３丁目12番17―102号
債務者　岩﨑すえみ
１　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
５　免責審尋期日　平成25年12月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第４１５１号
東京都新宿区早稲田鶴巻町533
破産者　武井　和男
１　決定年月日　平成25年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４１５２号
東京都新宿区早稲田鶴巻町533
破産者　武井　榮子
１　決定年月日　平成25年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１００２８号
東京都調布市西つつじケ丘３丁目29番地６
破産者　株式会社かもしだ
１　決定年月日　平成25年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３６３４号
東京都江東区新木場４丁目６番18号
破産者　株式会社江戸雪
１　決定年月日　平成25年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４２９号
東京都港区西麻布４―16―９
破産者　株式会社ｅＸ
１　決定年月日　平成25年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１９２７号
東京都渋谷区円山町28番４号大場ビルＢ館８Ｆ
破産者　有限会社スピカ英語学院
１　決定年月日　平成25年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２２３３号
東京都中野区江古田４丁目29番11号
破産者　有限会社モノリス・コンストラクション
１　決定年月日　平成25年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２２３４号
東京都中野区江古田４丁目29―11―206
破産者　中村　征之
１　決定年月日　平成25年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２４３９号
千葉県市川市下貝塚１丁目３―14―104
破産者　神崎　昌仁
１　決定年月日　平成25年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２８１８号
東京都目黒区目黒本町１丁目９番８号
破産者　アイプラン株式会社
１　決定年月日　平成25年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３１０８号
東京都足立区中央本町２丁目24番１―506、開始決定時の住所東京都足立区足立３丁目13―11―325
破産者　水谷　浩陸
１　決定年月日　平成25年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部